



PwCベトナムニュースブリーフ

新個人所得税法

2025年12月





ご一読ください

12月10日、国会は新個人所得税法（PIT法）を承認しました。新PIT法では、税率区分、税率および様々な控除に関する変更を含めるベトナムの個人所得税制度に大幅な変更をもたらします。

新PIT法は、2026年7月1日に施行される予定ですが、給与・事業活動に関する特定の規定は、2026年1月1日に早期に適用されます。

新たな規定の詳細に関する政令および通達の発行が期待されます。

主な変更点



01 新たな累進課税区分

給与所得に対する累進課税制度が簡素化され、税率区分が7段階から5段階に削減されました。最高税率は35%のままですが、この最高税率区分の適用基準は、従来の月収80百万VNDから月収100百万VND超（約3,800米ドル）に引き上げられました。

02 キャピタルゲイン課税に関する重要な変更

資本譲渡に対する課税は、譲渡益に対して20%のままです。ただし、これは居住者と非居住者の両方に適用されます。また、課税対象となる譲渡益が確定できない場合は、売価に対して一律2%の税率が適用されます。

証券を譲渡する居住者および非居住者は、譲渡益に対して引き続き0.1%のPITが課されます。

03 歓迎すべき新たなPIT免除

- 残業により得られた所得は、PIT免税対象となります。
- 未使用の年次有給休暇に対して従業員に支給される補償金は、PIT免税対象となります。

04 扶養家族等に対する税制優遇措置に関する変更

納税者本人に対して月額15.5百万VNDの控除が認められ、各扶養家族1人につき月額6.2百万VNDの追加控除も認められます。

さらに、納税者およびその扶養家族が負担する医療、教育、および研修費用についても、一定の範囲内で追加的税制優遇措置を設けています。これらの費用は、請求書および関連書類に関する法的要件を遵守する必要があります。

主な変更点



05 事業所得に関する課税売上基準の引き上げ

家内労働者の年間免税売上基準額は、現行の100百万VNDから500百万VNDに引き上げられます。

この変更に伴い、年間売上高が500百万VND以下の事業を営む家内事業者および個人が提供する物品およびサービスは、付加価値税（VAT）の課税対象外となります。

06 その他の所得の基準額の引き上げ

賞金、著作権料、コマーシャル・フランチャイジング、相続および贈与を含む特定の所得について、課税の基準額は10百万VNDから20百万VNDに引き上げられます。

07 デジタルテクノロジー分野の従業員に対する5年間の新優遇

措置

デジタルテクノロジー分野で雇用所得を得ている個人は、5年間のPIT免除を受けることができます。

- 特定のケースにおけるデジタル技術産業のハイレベル人材（集中区域におけるデジタル技術プロジェクト、主要なデジタル技術・半導体・AIシステムの研究開発および生産、デジタル技術人材の人材育成活動を含む）
- 先端技術または戦略技術の研究開発に従事するハイテク人材。これらの技術は、ハイテク規制に定められた優先投資分野または戦略技術・製品分野に指定される必要があります。

08 金取引へのPITの適用

金塊の譲渡には、取引ごとに0.1%の税率が適用されます。この法律は、課税対象額の閾値を定め、施行時期を決定し、金市場規制ロードマップに従って税率を調整する権限を政府に付与しています。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn